

DV被害相談促進動画制作等業務委託仕様書

1 業務の名称

DV被害相談促進動画制作等業務委託

2 業務の目的

コロナ禍において、DV（ドメスティック・バイオレンス。「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」を意味する。）による身体的・精神的暴力被害が増加・深刻化し、相談件数が増加している。

相談件数が増える一方で、自分自身が悪いと思いついたり、加害者に感情や行動をコントロールされ、恐怖で「相談連絡先カード」などを手に取ることができず、相談にまでたどり着けていない「潜在的な被害者」がおり、一人で苦しみ、最悪の場合自殺などに至るケースがある。

その一方で、自分がしていること、されていることが「DV」だと気づいていない潜在的な被害者（加害者）も多くいると考えられる。

本事業は、DV相談促進のための動画を制作・配信することにより、「潜在的な被害者（加害者）」が、自身が受けていること（していること）が「DV」であると認知し、実際に相談行動することで被害者を適切な支援につなげる契機とすること、また、県民誰もがDVを自分事としてとらえることで、身近な人が受けている被害に気づき、被害者に援助の手を差し伸べる気運を醸成することを目的とするものである。

3 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4 業務内容

受託者は、山梨県と協議しながら実施体制を構築し、業務を進めること。

(1) コンセプト

山梨県配偶者暴力相談支援センターに寄せられたDV相談は、コロナ禍を背景として、令和2年度に1,607件と過去最大を記録。令和3年度には1,241件に減少したものの、依然として高水準で推移しており、被害者のほとんどが女性である。

相談件数が増える一方で、専門機関での相談にたどり着けない「潜在的な被害者」もまだ数多く存在していると考えられる。

内閣府が行った「男女間における暴力に関する調査報告書」によると、配偶者からの暴力は、女性4人に1人が経験し、女性10人に1人は「何度も」暴力を受けている実態があるものの、被害を受けた女性の約4割は「どこにも相談していない」と答えている。また、交際相手からの暴力は、女性の6人に1人に被害経験があり、そのうち女性の14人に1人は無理矢理性交等をさせられた経験があり、被害を受けた女性の約6割が「どこに

も相談していない」ことが報告されており、DVやDVによる性暴力について、相談するほどのことではない、恥ずかしくて誰にも言えない、自分にも悪いところがある、自分さえ我慢すればなんとかこのままやっていける、相手が変わってくれるかもしれない、と考えたり、DV被害の特性(※)として、仕返しが怖い(もっとひどい暴力にあう)などの強い恐怖感が生まれることにより、被害者が相談できない実態があることが明らかになっている。

※【DV被害者の特性】(内閣府HPより)

恐怖感

・被害者は、「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖から、家を出る決心がつかないことがある。

無力感

・暴力を振るわれ続けることにより、「自分は夫から離れることができない」「助けてくれる人は誰もいない」といった無気力状態に陥ることがある。

複雑な心理

・「暴力を振るうのは私のことを愛しているからだ」「いつか変わってくれるのではないか」との思いから、被害者であることを自覚することが困難になっていることがある。(※※)

経済的問題

・夫の収入がなければ生活することが困難な場合は、今後の生活を考え逃げるできないことがある。

子どもの問題

・子どもがいる場合は、子どもの安全や就学の問題などが気にかかり、逃げることに踏み切れないこともある。

失うもの

・夫から逃げる場合、仕事を辞めなければならなかったり、これまで築いた地域社会での人間関係など失うものが大きいこともある。

※※被害者の複雑な心理

DV加害者の行動は、「爆発期(DV加害を行う)」、「安定期(ハネムーン期。謝罪、愛情表現などを行う)」、「蓄積期(ストレス期。イライラする)」の「三期」を循環する。

DVにより体や心が傷ついても、この「安定期(ハネムーン期)」があることで、加害者に対する被害者の思考は、「本当は優しい人、かわいそうな人」「分かってあげられるのは私だけ」「私がすべて悪い」という、いわゆる「洗脳状態」に陥る。周囲が異常を訴えても認めず、時には加害者を庇うことすらある。

その背景には、「自分はDV被害者である」「自分が好きになった人がDV加害者である」と認めるよりも、相手を信じ、自分が合わせた方が楽、という被害者の複雑な心理があり、こうした中で、事態が更に深刻化していく。

本事業では、こうしたDV被害者の特性を踏まえ、被害者自身に、自分が受けている行為は、ハネムーン期の「優しさ」も含めてDVであり、DV・DVによる性暴力の被害者であることの認知と相談行動を促す。

また、社会全体に対しては、啓発によりDV・性暴力被害への理解や自分事としてとらえることを促進し、身近な人が受けている被害に気づき、被害者に援助の手を差し伸べる気運を醸成することをコンセプトとする。

また、啓発・意識付けの視点は主に次の内容とする。

【被害者に対しての啓発・意識付けの視点】

- ◇あなたが受けていることは暴力（身体的暴力、精神的暴力、性的暴力）であり、重大な人権侵害、犯罪にもなりうる行為である。
- ◇ハネムーン期に見せる加害者の「優しさ」もDV行動のひとつであり、暴力はサイクルで繰り返される。
- ◇暴力を受けたあなたが悪いのではない。悪いのは暴力を振るった相手である。
- ◇あなたの話を聞いてくれる場所がある。ぜひ相談を。秘密は守ります。
(配偶者暴力相談支援センター、性暴力被害者サポートセンター 電話番号・QR コード)

【社会全体に対しての啓発・意識付けの視点】

- ◇DV・性暴力は重大な人権侵害、犯罪にもなりうる行為であり、いかなる理由があっても絶対に許されない。
- ◇暴力は身体的暴力だけではない。性的なものも、精神的なものも「暴力」である。
- ◇男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するためには、その前提として、女性に対する暴力は絶対にあってはならない。
- ◇もし被害について相談されたら、「暴力を振るう人が悪いのであって、あなたは悪くない」ことを伝える。(相談内容は第三者に明かさない。)
- ◇もし身近に気になる人がいたら、そっと声を掛ける。
- ◇自分にもできることがあるかもしれない、と意識する。
- ◇相談できる場所を伝える。

(2) ターゲット

県内のDV・デートDV被害者（主に女性）

特に13～22歳の若年層（中学生～大学生）に共感が得られる内容とする。

(3) 実施内容

ターゲットに訴求するイメージコンセプトを定め、コンセプトに沿った相談促進のための啓発動画を作成し、山梨県ホームページや山梨県公式YouTubeチャンネル「山梨チャンネル」等において公開する。

また、作成した動画を公開しただけでは、「その動画を見たい」という意思を持って

探した者しか見ないため啓発効果が見込めないことから、対象者に確実に視聴してもらうために内容を短時間に凝縮した動画広告をSNS等の活用により発信する。

① 相談促進啓発動画の作成

県内中学生～大学生への「DV」「性暴力」の理解、自身が被害者であることの認知及び相談促進をキーワードとした動画（以下「相談促進等動画」と言う。）及び広告用動画各1種類作成すること。

相談促進等の動画は4～6分程度、広告用動画は15～30秒程度とし、内容は次のとおりとする。

| 動画の種類 | 内容 |
|---------|--|
| 相談促進等動画 | <ul style="list-style-type: none"> ・DV、DVによる性暴力被害者に対し、自分が被害者であることの気づきを与え、実際に対象者が電話相談をする場合に、どういう風に自分の状況や悩みを説明すれば良いか、相談することで得られる効果がわかる内容とすること。 ・被害者に気づいた周囲の人が、悩みながらも被害者に声を掛け、味方として被害者に寄り添う内容とすること。 ・難しい表現は避け、若年層のデートDV被害者（中学生、高校生・大学生）にも興味・関心を引く内容の構成とすること。 ・相談窓口の電話番号を表示し、相談促進につなげる内容であること。 ・シナリオ作成時には、別途実施した事業「性暴力の予防啓発を考える学生ワークショップ」で出された県内大学生からの意見を、セリフ等に一部取り入れて作成すること。 |
| 広告用動画 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談促進等の動画についての啓発を行うため、上記動画を視聴してもらえるよう、対象者の興味を引くもので、かつ短時間に凝縮した内容とすること。 ・動画内に相談用電話番号を表示させること。 |

動画については、啓発対象である被害者に対し訴求できる内容（見たことによつて相談につながる内容）にするため、動画の題材の選定や内容の企画構成力が重要となることから、DV・性暴力の専門家の監修を必須とする。

制作した動画は、山梨県ホームページや山梨県公式 YouTube チャンネル「山梨チャンネル」に無期限で掲載を行う。

これらの動画の納品はインターネット上で配信可能な状態で、県の指定する方法で納品すること。

なお、動画の企画・構成については受託者が作成し、事前に県の承認を受けて実施すること。また、取材先の選定・調整、動画内で使用する音楽の著作権その他の許諾関係についても受託者が手続きを行うこと。

② 広告用動画等のPR手法

広告用動画について、ターゲットに対するリーチを高めるため、インターネットメディア、YouTube等の動画投稿サイト、TwitterやLineなどのSNS等を活用した情報を発信するとともに、各種媒体での発信が行われるよう、効果的なPRを実施すること。

③ 企画会議の実施

(ア) 本業務については、企画会議を開催し、動画等の内容、広報計画等について、受託者の責任において提案し、山梨県と協議すること。企画会議の回数及び時期については、山梨県と協議の上決定すること。

(イ) 会議の結果については、受託事業者がとりまとめの上、速やかに県に速やかに報告すること。

④ 効果測定・分析

本委託業務について、広告の表示回数、動画の視聴回数、視聴者の属性（年齢、時間帯、地域、特性等）、その他広報の効果について、分析数値を企画会議において報告すること。また、業務期間全体の広報効果を分析した報告書を提出すること。

(4) 動画広告の想定時期

令和4年11月の納品以降、1ヶ月間、集中的に実施。(時期は県と協議の上決定)

5 成果物

本業務について、次のとおり成果物を納品するものとする。

(1) 成果図書等

① 業務完了届（任意様式）

② DV・性暴力被害相談促進動画制作実績報告書（任意様式）及び精算書（任意様式）。なお、精算書は、契約書第3条の規定に従い、同条の金額を上限として甲から乙へ支払う委託料の根拠となるものである。

③ その他（作成した動画、広報効果分析報告書、本業務で使用した各種ドキュメント等）

(2) 納品方法

DVD-R等による電子メディア各3部を山梨県男女共同参画・共生社会推進統括官に納品すること。

(3) 納期 令和5年3月31日

ただし、制作した相談促進用動画は、いずれも県の11月のDV防止月間（女性に対する暴力をなくす運動期間）中に広告を行うため、令和4年11月中旬を

目途として納品し、YouTube 等における配信を可能とすること。実際の納期については県と事前に協議の上決定すること。

(4) その他

本業務により作成された成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、山梨県に帰属し、県の判断により、市町村や各種団体がDV及び性暴力防止啓発活動等に使用許諾できるものとする。

動画については、相談期間の電話番号等が変更となった場合、編集を行うことも想定しているため、対応できるようにすること。

6 業務実施体制

事業の実施に当たっては、県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるような体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

(1) 業務実施責任者

- ① 受託者は、本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- ② 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施させること。
- ③ 業務実施責任者は、動画制作に係る出演者や関係者等との交渉、連絡調整を行うこと。
- ④ 業務実施責任者は、県との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行で遂行できるよう管理を行うこと。
- ⑤ 業務実施責任者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
- ⑥ 業務実施責任者は、経費・事業内容等、県から報告を求められた際は速やかに対応すること。
- ⑦ 受託後は、やむを得ない場合を除き、業務実施責任者を変更しないこと。
- ⑧ 受託者は、契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を県に通知すること。

(2) 業務従事者

- ① 業務従事者は、業務実施責任者とともに本業務に係る企画立案・動画制作、広告出稿業務を行うこと。
- ② 業務従事者は2名以上とし、受託者は、契約締結後速やかに業務従事者の氏名等を県に通知すること。

7 その他

- (1) 本業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、本業務の一部の再委託については、事前に県の承諾を得ることとする。
- (2) 本業務の目的の達成に支障をきたさない範囲での数量の変更（委託料総額の増

額を伴わないものに限る。)については、変更契約でなく契約書第3条及び本仕様書5-(1)の②に基づく精算により対応するものとする。

(3) 本特記仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

(4) 契約締結後、速やかに業務実施に係る契約書(実施内容、スケジュール等を記載)を提出し、県の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、県と十分協議した上で実施するものとする。